岩交協　第１１号
平成２０年４月２８日

各県立高等学校長
盛岡市立高等学校長　様
各私立高等学校長

岩手県交通安全対策協議会
会長　達　増　拓　也

平成２０年度高校生交通安全テレビCMコンテストの作品募集について（依頼）

日頃より、交通安全運動の推進に格別のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、当協議会では、正しい交通ルールを守る県民運動推進事業の一環として、別添「平成２０年度高校生交通安全テレビCMコンテスト実施要領」のとおり、高校生を対象とした標記コンテスト（第５回）を実施します。

つきましては、貴校の生徒の作品応募及び下記事項の対応について、ご配慮願くださるようお願いいたします。

記

＜依頼事項＞

１　募集要項の周知
２　応募申込書の取りまとめ及び提出
３　CM作品の取りまとめ及び応募
４　表彰式への出席

担当：事務局　書記　清川
岩手県環境生活部環境生活企画室内
電話 019-629-5331 FAX019-629-5334
E-mail：m-kiyokawa@pref.iwate.jp

平成２０年度高校生交通安全テレビCMコンテスト実施要領

１　目　的

高校生を対象とした交通安全テレビＣＭコンテストを開催することにより、制作過程を通じて高校生の交通安全意識の向上を図るとともに、応募作品をテレビＣＭとして放映することにより、県民の交通安全意識の高揚を図ることを目的とする。

２　主　催

岩手県交通安全対策協議会、㈱テレビ岩手

３　後　援

岩手県教育委員会、岩手県警察本部、岩手県高等学校長協会、岩手県高等学校ＰＴＡ連合会、岩手県高等学校文化連盟放送専門部、(社)岩手県私学協会

４　協　賛

(社)岩手県交通安全協会、(社)岩手県指定自動車教習所協会、岩手県二輪車安全普及協会、全国共済農業協同組合連合会岩手県本部(ＪＡ共済)、東日本電信電話(株)岩手支店

５　事業内容

(1) ＣＭ作品の募集（岩手県交通安全対策協議会）
(2) ＣＭ制作講習会の開催（㈱テレビ岩手）
(3) 審査会・表彰式の開催（岩手県交通安全対策協議会・㈱テレビ岩手）
(4) グランプリ作品等のＣＭ放送（㈱テレビ岩手）
(5) 附随番組の制作・放送（㈱テレビ岩手）

６　募集対象

県内の高等学校へ通学している高校生（個人又は団体）

７　募集期間

平成 20 年 8 月 1 日（金）～　9 月 19 日（金）

８　募集部門・作品

(1) 部　門　　「一般部門（自転車関係を除く。)」、「自転車部門」の 2 部門
(2) 作　品　　15 秒の交通安全ＣＭ作品

９　選考及び表彰

(1) 1 次審査において、全応募作品の中から優秀作品（15 作品程度）を選考する。
(2) 審査会・表彰式において、優秀作品（優秀賞）の中からグランプリ賞（1 作品)、部門賞（2 作品）及び特別賞（3 作品）を選考し各賞を表彰する。

10　審査会・表彰式

(1) 期　日　　平成 20 年 11 月 13 日（木）〔予定〕
(2) 場　所　　盛岡グランドホテル（盛岡市愛宕下 1－10）〔予定〕

11　作品の使用

(1) 応募作品は、提案に基づき交通安全テレビＣＭに使用するものとする。
(2) 応募作品の著作権は、主催者側に帰属するものとする。
(3) 附随番組の著作権は、㈱テレビ岩手に帰属するものとする。

平成２0年度高校生交通安全テレビCMコンテスト作品募集要項

1　主　旨

高校生が、交通安全をテーマとしたテレビ CM の制作を通じて、交通安全について考え、交通社会の一員としての適切な判断能力を高めることをねらいに作品を募集し、その中から選定するグランプリ作品や、応募された作品の制作活動などをテレビ放送することにより、県民の交通安全思想の高揚を図るものである。

2　スローガン

「 響け！きみの熱い思い　交通安全ＣＭにのせて 」

3　課　題

(1) 一般部門（自転車関係を除く。）

(2) 自転車部門

※　県民に交通安全を訴える内容であれば、テーマは問いません。

なお、交通事故の発生状況、原因及び防止対策等については、最寄りの警察署交通課で情報提供します。

＜テーマ例＞

「子ども・高齢者の交通事故防止」、「夜間の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウンの徹底」、「自転車の安全利用の推進」

＜使用スローガン例＞

「 事故ゼロで　今日も一日　どんど晴れ 」、「 いわて発　無事故・無違反　笑顔着 」、「 岩手から　みんなでひろげる　交通安全 」

4　応募資格

県内高等学校に在学している高校生とし、応募形態は、団体・個人を問わない。

5　表　彰

(1) グランプリ賞（１作品）

賞状、会長賞（トロフィー）、副賞〔商品券 50,000 円〕、作品のＣＭ放送・テレビ番組放送

(2) 部門賞（2 作品）

賞状、各協賛団体賞（トロフィー）、副賞〔商品券 20,000 円〕、作品のテレビ番組放送

(3) 優秀賞（12 作品程度）

賞状、副賞〔商品券 10,000 円〕、作品のテレビ番組放送

(4) 特別賞（優秀賞の中から 3 作品）

各協賛団体賞（トロフィー）

6　応募方法

(1) エントリー

ア　応募者は、「（別紙 1）応募申込書」により在学する学校を通してエントリーしてください。

イ　応募申込みは、学校を通して岩手県交通安全対策協議会に行なってください。

ウ　エントリー期間：平成 20 年 7 月 1（火）～8 月 22 日（金）

(2) 作品応募

ア　作品は、「（別紙 2）作品応募書」を添え、在学する学校を通して応募してください。

イ　学校は、応募作品を取りまとめのうえ、岩手県交通安全対策協議会へ一括して応募してください。

ウ　応募期間：平成 20 年 8 月 1 日（金）～9 月 19 日（金）

7　CM 制作講習会

(1) 日時　平成 20 年 8 月 2 日（土）　13：00～〔予定〕

(2) 場所　㈱テレビ岩手スタジオ（盛岡市内丸 2-10　TEL019-624-9034）

(3) 参加申込み

申込みは、「（別紙 3）参加申込書」により平成 20 年 7 月 25 日（金）までに岩手県交通安全対策協議会へ申込み（FAX 可）してください。

※　学校に編集機器がない場合は、テレビ岩手で編集機器を貸し出すことができます。

8　作品制作上の注意

(1) 作品は、15 秒 CM のみの募集となります。前後 3 秒ののりしろ部分（捨てカット）を入れてください。

(2) 応募作品数は、一部門に付き一作品とし、一団体 3 作品までの応募を上限とします。

(3) 応募に当たっては、VHS、DVD、CDR、Hi―8 を使用してください。

(4) 音楽著作権は、放送局にて処理いたします。また、BGM を使用した場合は、応募用紙に曲名、CD№、アーティスト名、レコード会社を明記してください。

(5) 実際にテレビ放送しますので、肖像権につきましては、制作者にてクリアしてください。

(6) 応募作品は、返送しません。

(7) 応募作品の使用権・著作権は、主催者に帰属します。

(8) グランプリ受賞作品は、テレビスポット CM として活用します。

(9) 作品の制作にあたっては、交通事故等に十分注意するとともに、道路交通法等の法令に抵触することにないよう注意してください。

9　応募先（問合せ先）

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1　岩手県交通安全対策協議会事務局（岩手県環境生活企画室内）

電話：019-629-5331　FAX：019-629-5334　E-mail：AC0001@pref.iwate.jp

高校生交通安全CMコンテストスケジュール

7 月 1 日(火)	エントリー（応募申込）受付開始
7 月 25 日(金)	CM制作講習会参加申込締切
8 月 1 日(金)	作品応募受付開始
8 月 22 日(金)	エントリー（応募申込）締切
9 月 19 日(金)	作品応募締切
11 月 13 日(木)	テレビCMコンテスト審査会・表彰式（盛岡グランドホテル） 「正しい交通ルールを守る運動県民大会」の行事の一環として実施
11 月下旬～12 月	番組制作放送
12 月上旬	テレビCMスポット放送

【参考Ⅰ】

参考ホームページ

次のホームページで入賞作品等をご覧いただけますので、CM作品制作の参考としてください。

① 岩手県のホームページ（http://www.pref.iwate.jp/ トップページ ＞ くらし ＞ 安全 ＞ 交通安全 ＞ 高校生交通安全テレビCMコンテスト）で、平成19年度の入賞作品（15作品）を見ることができます。

② NPO法人POLICEチャンネルのホームページ（http://www.police-ch.jp）で、平成19年11月23日にテレビ岩手で放送された番組放送（30分）を、ホームページのビデオライブラリーから視聴することができます。

③ 岩手県交通安全対策協議会がこのコンテスト事業を実施する際に参考とした長野県の高校生交通安全CMコンテストの結果が、長野県交通安全対策のホームページ（http://www.k-townnet.jp/）にあり作品を見ることができます。

【参考Ⅱ】

平成20年度正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱

1 趣 旨

本県民運動は、人命尊重の理念の下、交通事故の撲滅を目指して、すべての県民が交通安全思想の高揚に努め、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を通じて、安全で快適な交通社会を築くため、県をはじめとする関係機関・団体及び地域住民が一体となって、県民総参加による交通安全運動を強力に推進するものである。

2 期 間　　平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間

3 年間スローガン　「事故ゼロで　今日も一日　どんど晴れ」

4 岩手県交通安全計画に基づく広報・啓発活動の推進

計画の目標である「年間の24時間交通事故死者数83人以下」を目指し、以下の「運動の重点」等の広報・啓発活動を強力に推進する。

5 運動の重点【子どもと高齢者の交通事故防止】

次代を担う子どもを輪禍から守るため、また、年々増加している高齢者が関わる交通事故を防止するため、県民一人ひとりは、子どもと高齢者への思いやりを持った行動に努めるほか、関係機関・団体は、「交通安全は家庭から運動」、「参加・体験・実践型の交通安全教室」や「無事故・無違反コンクール」への参加による意識啓発などを一層強力に推進することとし、年間を通じた運動の重点に「子どもと高齢者の交通事故防止」を位置付ける。

(1) 子どもに対する交通安全教育と保護活動

ア 子どもに歩行者、自転車利用者としての自覚と交通マナーを身に付けさせるため、家庭での話し合いや、学校、地域における年齢に応じた交通安全教室等の開催

イ 街頭での通学（通園）及び帰宅時間帯における歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導

ウ 子どもの保護者を対象とした交通安全講習会等の開催

エ 子どもに対する思いやりのある運転の励行など

(2) 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動

ア 交通ルールを知らない高齢者がいることを念頭においた交通安全教室、高齢者在宅家庭訪問等の実施

イ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動

ウ　70歳以上75歳未満の高齢運転者に対する「高齢運転者標識（以下「高齢者マーク」という。）」の使用促進（75歳以上の高齢者は、高齢者マーク表示が義務付け）

エ　身体機能の変化に応じた運転技能や知識を習得するため、運転適性検査や高齢者交通安全教室等への積極的な参加

オ　危険箇所を把握するためのヒヤリ地図作成への参加など

カ　高齢者マークを表示している車両に対する、思いやりのある運転の励行など

6　計画に基づく運動の推進

(1)　夜間の交通事故防止運動

推進母体	推進事項
家庭では	○　家族から交通事故の被害者を出さないよう、夜間外出時には、家族全員が反射材の着用を習慣付ける。 ○　同乗者も、午後4時にはライトを早め点灯するよう呼びかける。 ○　夜間は、交通事故を起こさないよう、原則ﾗｲﾄｱｯﾌﾟ（ﾗｲﾄの上向き、以下同じ。）を呼びかける。
地域・職場・学校では	○　反射材の視認効果を理解させる参加・体験型の交通安全教室を開催するなど、反射材活用の必要性と着用を啓発する。 ○　交通安全教室や各種行事等の機会を捉え、午後4時からのライトの早め点灯、夜間の原則ライトアップを呼びかける。 ○　ホームルーム等の時間を活用し、児童・生徒に反射材の着用を呼びかける。
関係機関・団体では	○　街頭活動を通じて、歩行者・自転車に直接貼付するなど、反射材の普及、活用を啓発する。 ○　午後4時にはライトを早め点灯するとともに、夜間の原則ライトアップ、反射材の活用などを実践し、模範的な交通行動を示す。 ○　**国、県及び市町村の公用車やトラック、バス、タクシー等にあっては、必ず午後4時にライトを点灯し、広く県民にライトの早め点灯を誘導する。** ○　農作業車両への農業機械用後部反射マーク（通称「低速車マーク」）の着用及び積荷への反射材装着を促進する。
運転者は	○　自車の存在をアピールし、注意を喚起するため、午後4時にはライトを点灯する。 ○　夜間は、こまめにライトを切り替える「原則ライトアップ」を励行し、早めに歩行者・自転車を発見することにより交通事故の防止を図る。

※　平成19年度から、午後4時からの「ライトの早め点灯運動」を行っている。

(2)　全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用運動

推進母体	推進事項
家庭では	○　全ての座席のシートベルト、チャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話合い、着用を徹底する。 ○　自動車で出かける家族に、全ての座席のシートベルトとﾁｬｲﾙﾄﾞｼｰﾄ着用の徹底を呼びかける。
地域・職場・学校では	○　交通安全教室や各種行事等の機会を捉え、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用を啓発する。 ○　交通安全街頭活動に積極的に参加し、全ての座席のシートベルト着用の徹底を呼びかける。 ○　ホームルーム等の時間を活用し、児童・生徒にシートベルト着用を指導する。
関係機関・団体では	○　改正道路交通法が6月から施行され**全ての座席のｼｰﾄﾍﾞﾙﾄ着用が義務化**されることを周知する。 ○　シートベルト、チャイルドシートの正しい装着方法等の実技講習会を開催する。
運転者は	○　同乗者全員の命に責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての座席の同乗者にシートベルト、チャイルドシートを正しく着用させる。

(3)　飲酒運転の根絶運動

推進母体	推進事項
家庭では	○　飲酒運転は犯罪であるということを自覚し、飲酒運転の根絶を呼びかける。（**「飲酒運転４（し）ない運動」**）・運転するなら酒を飲まない　・運転する人に酒を提供しない ・酒を飲んだ人に車を提供しない　・酒を飲んだ人の車に同乗しない
地域・職場・学校では	○　飲酒運転を許さない環境をつくり、飲酒運転根絶の気運を醸成する。 ○　飲酒運転根絶コンクールや無事故・無違反コンクールを実施するなど、地域全体の交通安全意

	識の高揚を図る。 ○　従業員等に対する飲酒運転の危険性と反社会性についての指導を徹底する。
関係機関・団体では	○　各種広報媒体や各種行事の機会を活用し、飲酒運転の根絶を広報する。 ○　飲食店では、次により飲酒運転できない環境をつくる。 ・ハンドルキーパー運動の推進 ・車の鍵を預かる「キーホルダーボード」を設置し、飲酒していない人に鍵を渡す。 ・車で訪れ飲酒した場合は、タクシーや運転代行の利用を促す。 ○　自動車運送事業者の営業所等におけるｱﾙｺｰﾙ検知器の普及及びその適正な活用を促進する。
運転者は	○　飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。 ○　飲酒した人には、絶対車を提供しない。

(4)　スピードダウンの徹底運動

推進母体	推　　進　　事　　項
家庭では	○　「事故を起こさない」だけでなく「事故に遭わない」ためにも、安全なスピードで走行するよう家族全員が注意しあう。 ○　市街地や交差点、カーブ等におけるスピードダウンの必要性を話合い、横断歩行中の事故やセンターラインはみ出し事故の防止を図る。
地域・職場・学校では	○　安全運転管理を徹底し、スピードの出し過ぎによる交通事故の防止を図る。 ○　スピードの出し過ぎは、交差点での安全不確認や重大な事故の要因となることから、交通安全教室や各種行事等の機会を捉え、スピードダウンを啓発する。
関係機関・団体では	○　スピードダウンを合言葉に、スピードのもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運の醸成を図る。 ○　各種広報媒体や各種行事の機会を活用し、スピードダウンの徹底を広報する。
運転者は	○　長距離を運転するときは、十分、休憩をとるなど、無理のない運転計画を立てる。 ○　雨や積雪・凍結など交通環境に応じた適正なｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝ安全運転を実践する。

(5)　自転車の安全利用の推進運動

推進母体	推　　進　　事　　項
基本的な自転車安全利用のための指導事項	○　原則、車道の左側通行等自転車の通行方法と歩道通行時における歩行者優先の徹底 ○　飲酒運転、二人乗り、傘さし、携帯電話使用、音楽を聞きながら等の危険な利用の禁止と安全通行の徹底 ○　夜間利用時のライト点灯の徹底と反射材の貼付 ○　交差点等における信号の遵守、一時停止、安全確認の徹底 ○　幼児・児童の乗車用ﾍﾙﾒｯﾄ着用の徹底及び生徒等の乗車用ﾍﾙﾒｯﾄ着用の促進 ○　自転車の点検整備の励行と各種保険制度の普及啓発 ○　決められた場所への駐輪、鍵かけ、防犯登録の普及啓発
家庭では	○　交通ﾙｰﾙや正しい乗り方を家族で習得し一人ひとりの交通安全意識を高める。 ○　児童・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせる。 ○　自転車の点検整備を確実に行い、反射材を貼付する。 ○　自転車の各種保険制度を理解し、加入する。
地域・職場・学校では	○　交通安全教室を開催し、子どもや高齢者に正しい自転車の乗り方を指導し、交通安全意識を高める。 ○　児童・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせる。 ○　従業員等に交通ルールや自転車の安全利用についての指導を徹底し、安全な利用を促進する。 ○　ホームルームの時間を活用し、ヘルメット着用の必要性、自転車の正しい乗り方を指導する。
関係機関・団体では	○　改正道路交通法等の施行による自転車の歩道通行、自転車利用時の禁止・注意行為を周知する。 ○　各種広報媒体や各種行事の機会を活用し、自転車利用時の正しい交通ルールの周知と交通マナー向上を広報する。
自転車利用者は	○　自転車も車両であることを再確認し交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する。 ○　歩行者優先であることを自覚し歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。

（別紙１）

平成２０年度
高校生交通安全テレビＣＭコンテスト応募申込書

平成　　年　　月　　日

次のとおり、作品を応募することを申し込みます。

<table>
<tr><td>学　校　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応募団体
（者）名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td><td rowspan="2">連絡先
(学 校)</td><td rowspan="2">TEL　　（　　）
FAX　　（　　）</td></tr>
<tr><td>担当教員名</td><td></td></tr>
<tr><td>主　　題</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>コンセプト</td><td colspan="3">（考え方・訴えたいこと）</td></tr>
<tr><td>制作時期</td><td colspan="3">月　　日　～　　月　　日頃</td></tr>
<tr><td>制作場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※　応募申込期間　　平成２０年７月１日（火）～８月２２日（金）

（別紙２）

平成２０年度
高校生交通安全テレビＣＭコンテスト作品応募書

平成　　年　　月　　日

次のとおり、作品を添えて応募します。

<table>
<tr><td>学　校　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応募団体
（者）　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td><td rowspan="2">連絡先
(学 校)</td><td rowspan="2">TEL　　(　　)
FAX　　(　　)</td></tr>
<tr><td>担当教員名</td><td></td></tr>
<tr><td>応募部門</td><td colspan="3">(1) 一般部門　　(2) 自転車部門</td></tr>
<tr><td>主　　題</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>コンセプト</td><td colspan="3">（考え方・訴えたいこと）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">楽曲使用</td><td>曲　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ＣＤ番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>アーティスト名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>レコード会社名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>制作感想</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※作品応募期間　平成２０年８月１日（金）～９月１９日（金）当日消印有効

（別紙３）

平成２０年度高校生交通安全テレビＣＭコンテスト

ＣＭ制作講習会参加申込書

平成　　年　　月　　日

次のとおり、ＣＭ制作講習会に参加することを申し込みます。

<table>
<tr><td>学　校　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応 募 団 体
（者）名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td><td rowspan="2">連絡先
(学 校)</td><td rowspan="2">TEL　　（　　）
FAX　　（　　）</td></tr>
<tr><td>担当教員名</td><td></td></tr>
<tr><td>参加希望
人　数</td><td colspan="3">人（うち教員等　　人）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※　制作講習会　　平成２０年 8月 2日（土）　１３：００～

㈱テレビ岩手スタジオ（盛岡市内丸２-１０）

※　申 込 期 限　　平成２０年7月２５日（金）